

は し が き

本書は、前著『法学学習のツボとコツ 法令・判例読解指南之書』をリニューアルし、法および法学の基本的なツールである法令と判例がどのようなもので、どのように使われているかを解説することを通じて、法および法学のいわば「楽屋裏」をお見せすることを目的として執筆しました。前著がおもに念頭に置いていた、法学を学び始めて間もない法学部（あるいは法科大学院の未習者コース）の学生のみなさんのためのテキストとしての役割に加えて、より多くのみなさんに法および法学に興味と関心を持って頂き、その果たす役割を知って頂くことも念頭に置いています。あらかじめ、その意図を説明しておきましょう。

法および法学が果たす社会的役割を深く理解してもらう機会は従来、おもに大学の法学部における教育を通じて提供されてきました。戦後、法学部が全国各地に次々に新設されるとともに、数多くの学生が一定水準——それが十分なものであったかはしばらく措きます——の法的素養を身につけて、わが国の社会のあらゆる方面に輩出され、彼らは社会の様々な場面で活躍してきました。そのことが、わが国の社会の平和と安定に寄与し、さらには国民一般の法意識に少なからず影響を及ぼしてきたことも、事実でしょう。法科大学院の創設に際して、従来の法学部がほぼそのままの形で存続することになったのも、そこには一握りの法律専門家（法曹）を養成することに特化した法科大学院における教育では代替できない価値があることが——積極的か、消極的かは別として——承認された結果と見ることができます。それにもかかわらず、わが国の法学界及び法律実務は、法科大学院の設置いらい 10 年この方、法科大学院における教育と法科大学院を中核とする法曹養成制度とを、どうにか安定的に運営して行くことに莫大なエネルギーをつぎ込み、法曹養成と直接に関係しない部分で、これまで法学部が地道に行なってきたことを、いかにして承継・発展させるか（あるいは、歴史的使命を終えたと断ずるか）、さらには、法あるいは法学が果たす社会的役割は何なのか、といったことについては、あまり活発に議論されることがなく、ましてやこれを言語化して社会一般に深く理解してもらう作業は、ほとんど手掛けられていません。

こうした状況がこれ以上続くことは、中長期的に見れば、わが国の社会の法的な水準あるいは平均的な法意識の緩やかな低下を招くのではないかと著者は、

危惧します。現に、法学部生といえば法曹志望者が多数という、現在でも拭いがたく残っている実態を伴わないイメージと、法科大学院を経て司法試験に合格しても弁護士業界は飽和状態で、就職難が待っているらしい、という時としていささか誇張気味に喧伝されているイメージとが奇妙に結びつき、法学部で法あるいは法学を学ぶことを志望する人じたいが減少しているようです。これは、法的素養を身につけた社会人の絶対数の減少を招き、法および法学が果たす社会的役割を理解してもらおう機会を、いっそう減少させるかもしれません。

その一方で、高校までの学校教育においては、学習指導要領の改訂に伴い、法教育（児童・生徒からみれば法関連学習）の充実が喫緊の課題となっています。そのため、従来ほとんど見られなかった、学校関係者と法律専門家（研究者・実務家）との交流が、次第に盛り上がりを見せています。このような動きの中では、一方において、大学におけるこれまでの法学の研究・教育の成果を高校までの学校教育の現場に適切に還元することが求められるとともに、学生が大学入学までに身につける法知識・法意識は次第に「底上げ」されるはずですから、大学における法学教育のあり方も変容を迫られることが予想されます。

このような認識の下、本書は次のような皆さんを読者として想定しました。まず、法学部（および法科大学院の未習者コース）の新入生のみなさんは、法令・判例という、これから法および法学を学ぶ上で必須となるツールとの付き合い方を理解するために利用できます。高校生のみなさんも、本書を通じて、法および法学を学ぶことが、どのような役に立つのかを知ること、進路選択の参考に利用できます。進路選択にあれこれ悩んでいるという人はもちろん、そもそも法学なんて初めから眼中にないという人も、一読すれば興味・関心が出てくることでしょう。法学部以外の学生のみなさん、あるいは法学以外を専攻した社会のみなさんは、法学を学んだ人間が何を使ってどういう考え方をするのか、またそのような人間が社会に広く存在することで、どのようなよいことがあるのか、その一端を理解することができます。また高校までの学校教育で法教育を担当される先生方にも、参考になるのではないかと思います。

本書の執筆にあたっては、金沢大学法学類4期生（本年4月より、中央大学法科大学院に進学）の野澤航介君と、6期生の表真由美さんが、ユーザーである学生の立場から数々の建設的かつ有益な提案をしてくれました。ここに記して御礼と致します。

おわりに、私事にわたり大変恐縮ですが、さる 2012 年 4 月 25 日に、交通事故により急逝した、大山裕樹君（当時、金沢大学法学類 3 年生）に本書を捧げることをお許しください。大山君は、いわゆるゼミ生ではなかったものの、法学類内の法律系サークル（法律相談所および模擬裁判会）のメンバーとその顧問教員という関係で、入学当初から懇意にしていた上に、事故現場が私の職場である金沢大学角間キャンパス内を通る県道上であったこともあり、訃報に接したときに私が受けた衝撃は極めて大きいものでした。今は、静かに大山君の冥福を祈るばかりです。

2015 年 10 月

金沢大学法学類准教授
福本 知行